

人材紹介業務委託契約書

●●株式会社（以下、甲という）とスマートソーシャル株式会社（以下、乙という）とは、以下の通り、業務委託契約（以下、本契約という）を締結する。

書式変更：インデント：最初の行：2字

第1条（委託業務内容）

甲は乙に対し、甲の被用者として甲が指定する要件を備えた人員（以下、「候補者」という）を甲に紹介する業務（以下、「本業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。

第2条（再委託）

- 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。
- 前項の定めにも関わらず、乙が、本業務の全部又は一部を第三者に再委託することを希望する場合には、当該再委託に係る契約（実質的に契約書と同視される書面を含む。）を甲に開示の上、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。乙は、再委託先の第三者に対して、本契約に基づき乙が甲に対して負う義務と同等以上の義務を課すものとする。当該第三者がかかると違反する行為をした場合には乙の本契約上の義務違反とみなし、乙は当該第三者と連帯して甲に対して責任を負うものとする。

第3条（対価）

- 乙は本業務を善良な管理者の注意をもって遂行するものとし、甲の指定する候補者に関わるデータその他の情報を甲に対して提供する。甲と候補者の間で雇用契約（以下、「本雇用契約」という）が有効に成立したことをもって当該候補者（以下、かかる候補者を「本被用者」という）に関わる本業務の履行の完了（以下、「本履行完了」という）とする。
- 甲は乙に対し、本履行完了後、次項に定める方法により、次条に基づき算出された対価（以下、「本対価」という）を本業務履行の一切の対価として支払う。
- 乙は、本履行完了後、毎月月末締めで本対価を算出して甲が指定する形式の請求書を送付するものとし、甲は乙に対し当該請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに乙の下記銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。当該振込にかかる手数料は甲の負担とする。

記

金融機関名：三井住友銀行 新宿西口支店(259)

口座番号：普通 9726041

口座名義人：スマートソーシャル(カ

以 上

第4条（対価の算出）

1. 本対価は、本雇用契約において定められた本被用者の年収（以下、「本年収」という）の3割 **5分**（税別）とする。
2. 本年収には、本雇用契約における本被用者の雇用条件として甲から乙に通知する書面に「基準年収」として記載される金額のみが含まれることとし、本雇用契約に基づいて本被用者に対して支払われることになる通勤手当、報奨金、入社一時金及び家族手当その他の金員は含まれないものとする。

第5条（対価の返還）

1. 乙は甲に対し、本雇用契約が終了した場合（以下、「本雇用契約終了」という）、甲より受領した本対価のうち以下の定めに従って算出した金額（以下、「本返還額」という）を、次項の定めに従って支払うことにより返還するものとする。但し、本雇用契約終了の事由が、もっぱら甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。
 - （1） 本雇用契約成立後1ヶ月以内の本雇用契約終了の場合、本対価の80%に相当する金額
 - （2） 本雇用契約成立後1ヶ月を超え3ヶ月以内の本雇用契約終了の場合、本対価の50%に相当する金額
 - （3） 本雇用契約成立後3ヶ月を超え6ヶ月以内の本雇用契約終了の場合、本対価の20%に相当する金額
2. 乙は甲に対し、本雇用契約終了の日が属する月の翌月末日までに、甲が別途指定する銀行口座に振り込む方法により、本返還額を支払うものとする。当該振込にかかる費用は、乙の負担とする。

第6条（守秘義務）

1. 甲及び乙は、本契約締結の事実、候補者の個人情報を含む本契約の内容及び本契約の履行に関連して、相手方から開示され又は知り得た相手方に関する一切の情報（以下「秘密情報」という。）について、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示又は漏えいしてはならないものとし、また、本契約の履行以外の目的のためにこれを使用してはならないものとする。但し、次の各号のいずれかに該当する情報については、本契約における秘密情報としては取り扱わないものとする。
 - （1） 開示の時に既に公知であった情報、または既に保有していた情報
 - （2） 開示後、開示を受けた者の責によらずに公知となった情報
 - （3） 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
 - （4） 秘密情報を利用することなく、開示を受けた者が独自に開発した情報
2. 前項本文の規定は、秘密情報の開示が、法令若しくは規則に基づき義務づけられる場合又は関係当局から要請を受けた場合には、適用されない。但し、本項に基づく秘密

情報の開示は、必要最小限の範囲で行なうものとし、事前に（事前に行なうことが法令上制限される場合には開示後速やかに）相手方に対してその旨を通知する。

第7条（確約事項）

1. 乙は甲に対し、暴力団をはじめとする反社会的勢力に該当せず、かつ、反社会的勢力との間に資本関係又は取引関係その他一切の関係を持たないものであることを確約する。
2. 乙は甲に対し、本契約を履行するために必要な一切の権利、権限及び能力を有していること、甲及び第三者の一切の権利を侵害することなく、法令又は公序良俗に違反せずに本契約を履行することを確約する。乙は、本契約の履行に関して第三者からクレーム、異議、損害賠償請求等がなされた場合は、自己の責任と負担でこれを解決するものとし、甲に一切迷惑、損害を与えない。
3. 甲は、乙が前2項に違反したとき、何らの催告をしないで本契約を解除することができる。この場合、甲が損害を被ったときは、乙は遅滞なくその損害を賠償しなければならない。

第8条（解除）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、催告その他何らの手続を要さず、直ちに本契約の全部又は一部を解除し、かつ相手方に損害賠償を請求することができる。

- (1) 本契約に違反し、相当期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に是正されなかったとき
- (2) 乙が本業務を履行する見込みがないと甲が判断したとき
- (3) 乙による本業務の遂行が不完全であり、本契約の目的を達することができないとき
- (4) 本契約の履行に関し重大な義務違反、債務不履行、又は不正若しくは不当な行為があったとき
- (5) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき
- (6) 第三者から差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他の公権力の処分を受けたとき
- (7) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始その他これらに類する倒産手続（外国法上の手続を含む。）の開始の申立てをなし、又はなされたとき
- (8) 自ら振り出し又は引き受けた手形又は小切手につき、不渡りとなったとき又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (9) 前3号の他、その財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき

第9条（譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なしに、本契約上の地位又は本契約から生じる権利若しくは義務の全部又は一部を移転若しくは譲渡し、若しくは担保に供し、その他一切の処分をしてはならない。

第10条（準拠法及び裁判管轄）

本契約は、日本法（但し国際私法を除く）に準拠し、これに従って解釈されるものとし、本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（存続条項）

本契約が、期間満了、解除その他の事由により終了した場合であっても、第3条（対価）、第5条（対価の返還）、第6条（守秘義務）、第7条（確約事項）、第9条（譲渡禁止）、第10条（準拠法及び裁判管轄）及び本条の各条項は、なおその効力を有するものとする。

第12条（本契約の有効期間）

本契約の有効期間は、本契約の締結日にかかわらず、201 年 〇月 〇日から1年間とする。但し、期間満了の1か月前までにいずれかの当事者より契約終了の通知のない限り、本契約の有効期間は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

本契約成立の証として本契約書正本二通を作成し、甲乙双方記名捺印の上各自1通を保有する。

201 年 月 日

甲：

乙： 東京都新宿区西新宿 7-11-3 東京都
品川区西五反田 8-11-21 五反田
TRビル6 階
スマートソーシャル株式会社
代表取締役 酒井 禎雄
13-ユ-305052